主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人宮良寛雄の上告趣意は、憲法違反をいうけれども単なる法令違反及び事実 誤認の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(本件には、罰金等臨時 措置法が適用されるところ、かかる総則規定は、必ずしも判決に明示する必要がな いことは判例の示すとおりである。)また記録を調べても同四――条を適用すべき ものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	入	江	俊	郎